

平成20年12定厚生常任委員会

鈴木（ひ）委員

最初に、神奈川県食の安全・安心推進条例を質問したいと思うんですが、まず最初に聞きたいのは、この条例骨子案を見ていて、この10月に出ている、かながわ食の安全・安心基本指針（仮称）素案、それから、かながわ食の安全・安心の取組みというのは、フロントページにしか出ていないんですけども、これとの関係を教えてください。

生活衛生課長

今まで、かながわ食の安全・安心の取組みという形で単独計画を示させていただいたわけですが、それを中期的な考え方というものを示させていただいたのが指針でございます。その他いろいろな条例につきましては、その後、指針を策定するという形を決めた後、また新たないろいろと食品に関する事件もございまして、今度は条例の制定という形になっております。ですから、今、策定しております指針につきましては、条例が制定するまでの期間ということになります。条例が制定された後は、また新たな指針を策定して単年度計画にまとめたいと思っております。

鈴木（ひ）委員

かながわ食の安全・安心の取組みは、平成20年度版と書いてあるんですが、私はこの条例の中で、どうしてもこれは計画もひっくるめた、要は具体的な例えば県の取組、具体的なアクションプラン、またどういうことをやるのか、ある意味で、かながわ食の安全・安心の取組みに書かれるんだろうと、私は思っていたんですが、これと条例とのかかわりについて教えてください。

生活衛生課長

今回の条例でございまして、こちらの中で基本的施策等を挙げさせていただいております。その施策に伴った次の段階というか、もう少し細かい部分が、かながわ食の安全・安心の取組みというようなことで、今までお示しさせていただいている部分につながってくるということでございます。

鈴木（ひ）委員

そうしたら何らかの形で、条例に、この取組について書かれるべきだと思いますけれども、いかがですか。

生活衛生課長

条例の形といたしましては、今、私たちがつくらせていただいております、かながわ食の安全・安心の取組み、この内容まで一部踏み込む形、基本的な施策だとかという部分につきましては、条例等にも当然出てくるわけでございますけれども、もう少し細かい、それぞれの実施する計画等につきましては、この条例には落とさずに、その次の来年度計画にそういう内容を落としていこうと思っております。

鈴木（ひ）委員

私は、何で質問したのかというと、例えば、最新のかながわ食の安全・安心の取組みの中の基本方針2に「生産から販売に至る各段階の指導、検査を充実強化します」という、ある意味で、条例の中に一杯書いてある。ところが、この中を見ますと、農産物だとか、水産物とかというのは、みんな、例えば、水産物においては「水産用医薬品の適正使用の指導」、「養殖魚類における水産用医薬品の残留検査」というようなことしか書いていないんです。

今、神奈川県民の多くの方々の不安というのは、例えば、偽装であったり、実際に魚そのもの自体が、よくありますけれども、ししゃもなんだけれども、本当はししゃもじゃないとかというような、そういうものを今すごく不安がっている。それで、今、この後の条例骨子案を見ると、そういうことを全部ひっくるめた形でやったださるのかなと、県民は思うのではないかと思うんです。そうすると、これを例えば、かながわ食の安全・安心の取組みの中に、具体的な回数や、また何をするかというようなことを、ある意味、何らかの形で、しっかり反映しないと、県の取組というのは見えないと思いますけれども、いかがですか。

生活衛生課長

いろいろ様々な偽装等ございました。その偽装に関しまして、今回の条例につきましては、目的に示させていただいておりますけれども、食の安全の部分につきましてはこの条例に落とさせていただいております。県民の方がいろいろ、いろいろな表示等で不安を持っておられるということは重々承知しておりますけれども、今回の条例の成り立ちといたしましては、食の安全をまず基本的に考えていて、事業者等に対する信頼がなくなってきたということがございますので、その信頼を確保することによって、それぞれの皆様の安心につなげたいと思っております。

鈴木（ひ）委員

本当は、そうじゃないんじゃないですか。私が言っているのは、基本的に県がやることは、もうある程度決められているんだと。例えば、食品衛生法とJAS法があると、JAS法については国ですよ、特に農林水産省です。農水省関係のものについては、やはり、なかなか皆様方が踏み込むことはできないんじゃないかと。ところが、実は、その中に賞味期限だとか、例えば、卵というのは、なぜ賞味期限がないんですかという、ある意味で、物すごく、今、現場の方たちが知りたがっている

ることが書いてある。そうであったならば、きちんと食品衛生法に係るもの、JAS法は除くとか、またJAS法にここまで踏み込むということが言えなかったら、この条例を出したとしても、県民は分からないと思うんです。

生活衛生課長

この条例の中には、生産から販売までという形で、食品が生まれてから皆さんの口に入る直前までの内容を、こちらで取り組ませていただいております。今、委員が言われました卵の表示、あるいはJAS法だとか、食品衛生法関係の並びがよく分からないのではないかとということもございますけれども、かながわ食の安全・安心の取組みの中でも一部記載させていただいておりますように、すべてを網羅しているものでございます。今回の条例ですが、今、委員言われました食品衛生法あるいはJAS法と、こういうような法律がまずあります。その部分から幾つか抜けているというか、補完するという部分がございます。そちらにつきまして、規制的な措置として、今回、盛り込ませていただきたいと思います。と思っています。

鈴木（ひ）委員

具体的にJAS法に係ることは、どこに書いてあるんですか。

生活衛生課長

具体的に言いますと、4ページの基本的施策の1番の部分です。条例ですので、事細かに書いておりませんが、こちらのところで、「食品等の生産から製造、流通、販売に至る各段階において」うんぬんというところもございますし、あるいはやはり同じ基本的施策でございますけれども、食品事業者の取組、あるいは4番目に示させていただいております「適正な食品表示の確保のために必要な措置を講ずる」というようなところで、施策として落とさせていただいております。

鈴木（ひ）委員

やはり今のお話では、とても県民の方は分からないと思うんですよ、言っていることが。今ここで、こういう討議をしているから、私は理解できても、県民はこんなところから、そんなことを読み取れるか。私はなぜこんなことを言ったのかというと、前から私がこだわっている食の安全・安心という「安心」は取った方がいいんじゃないんですか。なぜなのかというと、基本的に、食の安全というのは食品衛生法、食の安心というのはJAS法ではないかと私は思っているし、ある意味で、学者の方もそういうふうには言っている部分がある。そういうJAS法まで踏み込まないと、ある意味で、例えば、国の出先の農政事務所などの、例えば、食品Gメンという形の仕事等々というのは、ここから、ある意味で除かれるということ、きちっとやっぱ示すことが大事だとしたならば、例えば、神奈川県食の安全に係るという形にして、安心というのは、取るべきだと思いますが、いかがですか。

生活衛生課長

食の安全につきましては、食品の安全性を高めていくことを確保することが大切でございます。御指摘のとおり、安心につきましては、人それぞれ違う部分がございます。しかしながら、多くの県民の方は食品の安全性を確保される、そのことを知ることによって、食品に対する不安や食品にかかわる事業者に対する不信が払しょくされると、それによりまして、行政の監視指導も加わり、信頼が生まれてくる。これに加えまして、条例で提案しております事業者自らの取組を積極的に行うと、これも信頼の一つでございます。そういうことで、こうした様々な信頼というものを積み重ねていくことによりまして、食の安全ひいては食の安心につながると考えております。

鈴木（ひ）委員

今のその論理からいくなれば、安全というのは100%確保されなければいけない。それで安心じゃないですか。100%ってどうやってやるのか。例えば、業者から何から。私は逆だと。かながわ食の安全・安心の取組みの中に、例えば、県として、毎年100%、全事業者やります、それによって安全を担保します、それと、安全という言い方のその安全とは何なのか。これを逆にお答えください。

生活衛生課長

安全というのは、科学的な根拠に基づいたものだと思っております。今、100%というお話がございましたけれども、食品衛生法の中でも様々な検査をしております。決して神奈川県で行っている検査、あるいは他の自治体で行っている検査でも、食品衛生法違反が必ず見付かっているというのが現状でございます。

食品が100%安全だということの保証は今ございませんけれども、こういうような条例をつくることによる効果ということもありまして、これから事業者の方も一生懸命やっていたとこの形の動機付けになると思っております。

鈴木（ひ）委員

大変意味のあるお話だと私は思いますが、基本的に、もう少し、食の安全・安心の取組みに、課長がおっしゃったようなことをしっかり明記いただいて、私は「安心」という言葉については、いかがなものかと、ずっと思っておりまして、JAS法は、そもそも国レベルでやらなきゃならない、また農林水産省の出先機関なんかがやらなきゃならないことまで、神奈川県が背負って、例えば、県民から見たならば、本来なら、その食品Gメンといわれる方々がやらなくてはならないことまで、何で神奈川県が負って、安全・安心すべて言わなければならないんだと思ったものですから、お話をさせていただいたところでございます。

どうか、私がここでお願いしたいことは、より具体的な具体例、また、今、現場では例えば、食品の表示なんかにしても、対面販売では必要ないんですよ。そんなことは分からない。私はこういう一つ一つのレベルから見ると、とても

JAS法の重みは大きいなど、それを神奈川県が、どこまで県としてかかわらなくてはならないのかというようなことも含めてやらないと、この食の安全・安心というのは、とてもじゃないけど、県民の信頼は、こういうことを出すことによって、逆に損なうのではないかということで質問させていただきました。そのところを見ながらよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、たばこの質問をさせていただきたいと思います。実は、私はそもそも論からお話しをさせていただきたいと思っているんです。今日、ちょっと私も不勉強で大変恐縮でございますが、皆様方から出された資料を基に、少しずつお話をさせていただこうというふうに思っております。

まず第一に、今日は何も触れられませんでしたけれども、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（仮称）骨子案に対する主な意見とそれに対する考え方について、先にお話しさせていただきたいと思います。

まず、第一に、私がお聞きしたいのは、公共的施設という言葉は県民に認知されていないということについて、そんなことはないですよというふうに、ある意味で反論されていらっしゃるわけですが、少なくとも私は、この年末にいろんな自治会等々を回らせていただいて、お会いする機会が大変多かったわけですが、この中において、公共的施設なんていうようなことについて、少なくとも分かっていた方は一人もお会いしたことがないんですけれども、その点はいかがですか。

たばこ対策担当課長

公共的施設の認知度のお話かと思えますけれども、確かに委員お話しのとおり、私ども、ここで公共的施設という定義は、正に独自につくらせていただいたことでございます。ただ、そもそも論で申しますと、受動喫煙の防止という条例の目的を踏まえますと、受動喫煙の防止に必要な対策を進めるために必要な施設は、社会一般に開かれている、不特定または多数の方が出入りされる施設、こうした施設をターゲットにする必要があると考えたところでございます。

したがって、この条例素案は、これまでと同様でございますけれども、こうした公共的な空間を有する施設を公共的施設と定義をさせていただいたところでございまして、この定義につきましては、必ずしも所有権ですとか、管理権限に着目したものではない、開かれた公共的な空間を指すという形で定義をさせていただいているものでございます。したがって、今後、この条例素案を、あるいは議案としてお認めいただいた後、この公共的施設の意味合いを、あるいは第1種施設、第2種施設と区分をしてございますけれども、その差等については、きめ細かく県民の皆様にご理解いただくべく普及啓発に努める必要があると考えております。

鈴木（ひ）委員

今の課長の答弁は、午前中からそうなんだけれども、風俗営業法にかかわる問題、そして分煙にかかわる問題、あれだけの問題を抱えて、なおかつ公共的施設ということについての概念も、これからもう少し深く入りたいというのであれば、あ

まりにも今回出されたのは、私はこの前の連合調査会のおきも言いましたけれども、もっとコストから、県民に分かりやすく出してみてくださいと、何度もお願いしました。それをやっぱり結局、今回もまだ出されていないということだと思っておりますけれども、いかがですか。

たばこ対策担当課長

今回、委員が最初にお話しいただきました「骨子案に対する主な意見とそれに対する考え方」の中で、第1種施設の定義、それから先の連合調査会におきまして、第2種施設の定義が分かりにくいと、こういう御指摘も踏まえまして、第2種施設の定義を少し詳しく記載をさせていただいたところでございます。

したがって、私どもといたしましては、この条例素案が目指す、あるいは対象とする施設の規制の在り方については、ある程度、県民の皆様に御理解いただけるような整理ができたというふうに考えておきまして、公共的施設というような概念のない用語につきましては、それぞれの法律の、あるいは条例の目的に沿って定義をすることが可能だというふうに考えておきましますので、是非とも御理解いただきたいと思いますと思っております。

鈴木（ひ）委員

それでは、視点を変えましょう。ここに対象として旅行者と書いてあります。もし外国人が来た場合、例えば、健康増進課長は香港に行かれたんだらうから、基本的に公共的施設とは英語で何と訳したのか。

健康増進課長

パブリックインドアスペースとか、エンクローズドスペースと、閉鎖された場所とか室内とかといった表現になります。

鈴木（ひ）委員

なぜ聞いたのかというと、課長が今おっしゃったように概念が定まっていない。何を言っているのか全然分からない部分があるんですが、これはあなた方が出したこの骨子案の主な意見とか、全部のところに出てきているのは、禁煙、それと公共的施設なんですよ。要は、これは全国で初めてなんです。公共的施設と使うのは、全国じゃない、全世界で。というのは、あなた方は、ここのとこに比較をいろんなことを書いているけど、これは全部、公共的施設の中なのか、それとも禁煙、こういうものの中にしか出てきていないんですよ。私は、この中のことを一つずつちょっと話をさせていただきたいと思うんですが、この中で、あなた方が出してきた、いかにも多くの国でもって、批准した国はもう従っているみたいな話をしていただけれども、少なくとも私の持っている資料の中では、規制をいまだにしていない国は223箇国、それで、一部の公共の場所若しくはレストラン、バーなどの施設において、禁煙の規制があるのが98箇国、レストラン、バーを含むほとんどの公共の場に

において禁煙の規制があるのは24箇国です。パーセンテージでは、規制していないのが16%、一部の公共の場所しかしていないのが何と67%、そしてレストラン、バーを含むほとんどの公共の場所というのは24箇国で、17%なんです。

あなた方がこのところで書いてある、1 ページ目の下から五つ目で、「すでに世界各国において受動喫煙防止対策が進められており、例えばE U27か国のうち15か国、アメリカ合衆国の多くの州、また、香港、シンガポール、韓国、タイなどのアジア各国でも、公共の場における禁煙の措置が法制化されている」とある。ところが、これを要するに一つ一つ見ていくと、禁煙であるが故に、ここに書いてあるのとは程遠く、世界というのは、一つ一つ、各国とも全部、対応策が違っているんですよ。その点はどうですか。今、ここにあなたが書いたかがどうか知らないけれども、こう書いてあると、いかにも全世界がそこに向かって走っているようですけども、現実には一部のところしかやっていないという、もう7割近くがやっていない。日本が、とてつもなく遅れている、神奈川県がとてつもなく遅れている、とんでもないことをしているように書いてあるが、そんなことは、どこにもないということ、私はこれから立証したいと思って、言っているんです。いかがですか。

たばこ対策担当課長

確かにWHOのいわゆる枠組条約は、具体的な措置は各国の裁量に任せるという規定がございますことから、全世界の取組状況については差異があるというふうに承知しております。

鈴木（ひ）委員

例えば、この中で失礼ですが、県の作る書類はどうしてずるいのかなと思うのは、枠組条約が書いてあるんだけど、1項目の科学的証拠により受動喫煙は害があると認識されているという中に、課長がおっしゃったように、2項目に、その国の主な法律によって、それに従いなさいと書いてあるんです。何もこのところを元氣一杯、県でやりなさいなんて、どこにも書いていない。

私はここでお聞きしたいのは、各国々によって全部一様ではないですよ。例えば、私も前に外資系の会社に長かったものですから、シンガポールにしても、この中に書いてあるが、そもそものシンガポールがこうしなくてはならないというのは、亜熱帯の国で大変に冷房を効かせなければならない。その中で、たばこの害というのは人々に入っていく。

二つ目には、この中で私も見た中で、ドイツ等々においては禁煙になっていない場所というのは一杯あるんですよ、各州によって。もっとすごいのは、アメリカ等々においては、アメリカは国自体が批准していない。こういう中で、何か取って付けたように、毎回毎回、頭からこの枠組条約と付けてくるんで、一体、枠組条約が中心なのか、健康増進法が中心なのか。これは論議をきちっと最終的に決めておいてやらないと、これでは何も質問ができない。どっちが中心なんですか。

たばこ対策担当課長

当然、我が国の法体系の中で、健康増進法という法律があるわけでございまして、この健康増進法を運用する中で、健康増進法には努力義務の規定しかないということから、私どもとしては、その一刻も早く、一步でも受動喫煙防止対策を進めるということから、健康増進法が改正されないというような状況の中で、健康増進法を更に進める、そういった社会的なルールづくりを進めていきたいと、こういうふうにございところでございます。

鈴木（ひ）委員

今、課長が、そうおっしゃるのであれば、私がここでもってお聞きしたいことで、私も調べてみましたら、この公共的施設を含めて、各国と日本というのは全然違うんだよということの一つ言っておかないといけない。僕は、たばこは害がないとかと言っているんじゃないんです。そうではなくて、この中で何か日本も一緒くたにされて会話していることが、実は大変にまどろっこしい論議になっていて、これが現場に本当に落ちたとしたらば、県民などは全然分からないと思いますよ。それはなぜ起こるのか。それはパチンコ屋とか宴会場とかというのは、日本の文化の中にしかないからです。そういう中をどう取り締まるのかと、どうしていくのかという中で、この中に、とっても大事な角度が一つありますので、お互いに考えていきたいと思うんですが、それは実は課長がおっしゃった健康増進法25条に基づいて、名古屋で受動喫煙に対する裁判がありました。この裁判の中身を見ているうちに、これは、もう一度しっかりこういうところからやっておかなきゃいけないなと思ったのもありましたので、見させていただきたいと思います。それは、名古屋市での健康増進法第25条の訴訟なんです。これは何なのかというと、名古屋市に対して受動喫煙を受けたという方が、これを訴訟を起こして、実は棄却されたんですが、この中で大事なことが書いてあるんです。受動喫煙の害というのは、実は屋内だけではなくて、屋外にもあるということが書いてある。

今これから論議を始めたいのは、この中で健康増進課長にお聞きしたいんですけども、知事のホームページを見ていたら、私は、どうしても香港に飛びたかったんですが、ところがお金が高くて行けなくて、20万近くかかって、急だったんで行けなかったんですよ。ところが、知事と一緒に会見した人たちの中に、大事な観点が一杯入っている。これをなぜあなたから報告されないのか、不思議でならないんで、お聞きしたいんです。一つは、何かというと、この中で健康増進課長たちは、香港の日本料理店協会の会長さんにお会いしましたよね。その中で、日本人の方がこう言っているんですね。日本でこういうルールを導入するということは、早い話が、今回の受動喫煙を入れることについて、ルールを導入する場合、どんなところに気を付けたらいいでしょうかと、それに対して日本人のこの方が、今、香港で一番困っているのは、レストランやショッピングセンターの入り口の灰皿には吸い殻が山となっています。そこに行くと、たばこのにおいで、もう通りたくないですよ。ところで日本ではよく行政の責任にする傾向があります。要は香港の中には、

室内というのは完ぺきに禁煙であったとしても、その分全部、外でたばこを吸っているんですよ。だから、灰皿が一杯になっていて、道路にある灰皿のそばは煙くていられない。

ところが、日本の場合には、関内駅周辺の例があるように、横浜市が条例をつくってたばこを吸えない。屋内でも吸えないということになれば、香港とか、こんなことを言っているけど、話は全然違うのではないか。今言っているように、この中で、ある意味で、屋外に対するものも受動喫煙であるというのであるならば、本当に県民のことを考えるのであるなら、あなたがこのところで書いているものというならば、日本はこういう状況じゃない中で、なおかつたばこを吸っている方もどうぞ吸ってくださいという中で、そういう方は、どこに逃げるようになると思われませんか。

健康増進課長

鈴木委員のおっしゃるとおり、香港の実情を見てまいりました。確かに、建物の中では全く吸う人は見掛けませんでした。一方で、道路にはもう200メートルごとに灰皿が置いてあって、そういう周りでたばこを吸っているという現状を見てまいりました。確かに、その感想としてでございますけれども、そうした路上で、たばこを吸っている姿ということについては、美しい姿ではないなという感想を持ちました。

ただ、先ほども言いましたように、受動喫煙の、純粋に医学的に受動喫煙の害というのは、やはり閉鎖された空間において、たばこの煙にさらされることによって、より多くの害が起こる。屋外におきましては、そうしたものというのは自然に拡散するとか、風で飛んでしまうとかいうことがあって、その受動喫煙の悪影響という意味合いでは、総体的には全くないとは言いませんけれども、総体的にはかなり低いものだという認識でございます。

鈴木（ひ）委員

課長さん、あるんだったらあるんじゃないか。私、あなたの言っていることで訳が分からないのは、なぜ禁煙できたかという、全然、環境が違うんです。あなただって、日本料理店のこの会長さんから聞いてきているでしょう。この方こう言っています。香港と日本の大きな違いの一つは、香港の市民あるいは香港で居住権を持っている方すべてがIDカードを持っているんです。香港のすべての人がIDカードを携帯しなければいけないというので、警察から提示を求められたらば、住民であればIDカードを見せることができるので、もしこれが違反をした場合、そのIDカードで、あなたは何番ですかということで取締りができる。これが一つ。

二つ目には、私が前に言ったバルサンの論理という、吸っている人が今度どこかに逃げて行っちゃうよと。同じ半島の中で住んでいる香港の中では、外に行けないからこういうようなことができたんですというふうに、この方も言っていらっしゃる。今、私が言いたいことは何なのかというと、公共的施設ということ、公共とい

うことについて、なおかつ各国の形態は全然違うんだと。その中で、報告等に、こういうものを二度と入れないでほしいです。健康増進法なら健康増進法に、例えば軸足を置いて、そこでもって話合いをしましょう。枠組条約とかではなくて、どうですか、その点、ルールをもう一度お話ししたいんですけれども、どうですか。

たばこ対策担当課長

繰り返しの御答弁で恐縮でございます。健康増進法の25条を、当然、目線に置きながら、私どもはそれをいわば上乘せをさせていただきたいと、こういう提案をさせていただいたわけでございます。ただ、一方で、その枠組条約は、確かに委員お話しのとおり、各国の裁量にゆだねられている部分がございますけれども、ただ国会が全会一致で批准をいたしました。当然、その批准した条約につきましては、守る責務がございます。一方で、その条約に基づきますガイドラインにつきましては、これにつきましては法的な拘束はございませんけれども、これもやはり締結国会議において承認をされたものでございまして、そういったその一連の条約、ガイドラインで固められている内容につきましても、私どもは一方で、視野に入れて検討していく必要がある、こんなふうに思っております。したがって、軸足という話であれば、当然、健康増進法になるということでございます。

鈴木（ひ）委員

では視点を変えましょう。健康増進法で、これだけ言ってくださっているんで、私はもう話は分かりました。あなた方の出した条例素案の中で、経済的自由等にも配慮すると入っていますよね。ところが、現実に受動喫煙または禁煙というふうになっていったときには、大変な影響が出ているというのが現実なんです。例えば、健康増進課長もお聞きになったと思いますけれども、この中で、実際に持ってきましたけれども、ちょっと前のサウスチャイナモーニングポストに出ているのは、やはり3割方、客は減っている。ところが、同じ半島の中から出られないわけですから、いずれは同じになるという言い方をしています。ところが、もう一つ、この中でびっくりしたことは、BBCのニュースの中で、実はイギリスのパブそのもの自体が、もうどんどん閉鎖されていって、なんとかしてくれという悲鳴があがっているというニュース。そして、もう一つ、私がここで指摘しなければいけない問題というのは、前から私が言っているように、バルサンの論理と、私は勝手に名付けたわけですが、他の県に行ってしまう。こういう状況下における経済に対する補償、また自由の中における、しっかりとした制度的なものとかというのは、例えば、分煙に対する補助とか、そんなことじゃなくて、この生活を守る、また経済的自由を守るという観点からすると、それと受動喫煙というのは、どういう関係にとらえていらっしゃるでしょうか。

保健福祉総務課長

委員お話しのように、この条例が施行された場合には、経済に影響が出るかという部分でございますけれども、この辺のところは日本では初めてというような形になりますので、実際に経済的に影響が出るかどうかというのは難しい部分があるわけでございますけれども、今回の条例素案では、受動喫煙の防止という目的は堅持する中で、骨子案の段階に比べまして、小規模な事業者へのできる限りの配慮というようなことで、小規模な飲食店に対する3年間の猶予を設けさせていただきましたし、また中小事業者に対しては、現在の厳しい経済状況の中で、円滑に条例に基づく対策ができるように、情報提供、指導助言、財政支援など、いろいろなサポートの仕組みにつきましては、現在検討させていただいているところでございます。

鈴木（ひ）委員

課長の今の御答弁は立派な御答弁だけれども、BBCニュースの中で見てみると、ロンドンのパブの75%以上が売上げが減少したと述べている。これに対して、今までは多くの人間がパブを訪れていたが、今はパブを訪れなくなったという中で、パブの横に大変なタバコの吸い殻が落ちている状況下であって、タバコの売上げは大して減っていない。この状況下の中で、私がここで問題にしたいのは、経済というものが一つある。ところが経済を営んでいるその人たちというのは、そこから、条例がやったならば、どっかに行ける自由はあるわけです。さっきからいっているバルサンの理論ですが、そういう状況下の中において、これは明らかにだれが見たって、経済というものに対するインパクトは必ずあるよと、だれが見たってそうじゃないですか。それでも要するに、健康という観点の中から、先のほどの健康増進課長の話だと、屋外で吸っても本来だったら問題がある。そういう状況下の中にあるなら、何らかの危険には、どこにいてもさらされる観点からいくなれば、経済というものまでも無視して、こういう条例に入れなきゃいけないものなのかどうか教えていただきたい。明らかに、データが出ている。サウスチャイナモーニングポストだって、3割以上間違いなく減るって言っているんです。

保健福祉部副部長

経済のお話が出てきたわけでございますが、実際、喫煙人口で申し上げますと、75%近くの方が吸わなくて、25%喫煙する方がいらっしゃるわけで、数的には圧倒的に吸わない方が多いわけでありまして、経済の影響ということで、そういった営業利益が減少するというおそれがあるかもしれませんが、一方で、今言った人口構成を考えると、つまり、たばこの煙が嫌で飲食店等に来ない方が来られるという可能性もあるわけございまして、前回の商工労働部の調査の中でも、禁煙なり分煙が実施されたお店の方の営業、売上げに対する影響度というのは、80%がほとんどなかったという方もいらっしゃるわけでありまして、こういったことを考えますと、やはり経済の自由というのは、ある程度、公共の福祉の中で、制約を受けるといった自由があるわけございまして、一方で、健康なり、身体なり、思想、良心とい

った自由につきましては、より制約が少ないといったことがございまして、健康を守るために、やはり経済的な自由は、ある程度の制約が許される可能性があるかなと思っております。

鈴木（ひ）委員

今、健康が優先するとおっしゃいましたね。では、お聞きしましょう。今、あなたが言ったことは重たいと思いますよ。この中で例が一杯出てきていますよね。先ほども申し上げた1ページ目の上から5番目に、今、世界でもシンガポールなど各国があると、その下に「こうした喫煙規制を実施した諸外国（もしくは自治体）において、例えば、心筋こうそくで病院に搬送される人の数が減るなど、急性の疾病が減少していることが報告されており、今後、健康への慢性の悪影響についても明らかになってくることが想定される」とあるが、このデータは、どこからきたんですか。

健康増進課長

急性の心筋こうそく発作で病院に運ばれる方が減少しているというその部分に関してでございますけれども、幾つかございます。論文の数でいきますと、私の調べた範囲では、四つでございます。

鈴木（ひ）委員

多分、課長の言っているのは、頂いたこれだと思うけど、読んでみました。だけど、これは、小さな国と、たったの数週間とか数箇月くらいなんじゃないのか。そうしたら、この中のデータというのは、お医者さんにかかっている人が、医者によって治ったと言ってもおかしくないんじゃないですか。何も、たばこをやめたから元気一杯になったなんてことがあったならば、逆に医師会の方たちは問題に思うよ。どうですか。

健康増進課長

多分、先生が持っておられるのは、モンタナ州ヘレナの論文だと思いますけれども、こちらの方では、受動喫煙を受けることによって、もともとは心筋こうそくというのは動脈硬化が原因ですから、もっと長いスパンで見ないことには、心筋こうそく自体が減ったかどうかという結論は出てこないというふうに思いますけれども、ただ、それが受動喫煙がきっかけで、例えば、ニコチンだとか一酸化炭素というのは、血管収縮作用がございまして、そうしたことにさらされることによって発作が誘発される患者が減ったという意味合いの論文というふうに理解しております。

鈴木（ひ）委員

それは世界各国で出てきた物すごいデータじゃないんじゃないですかと私は言いたい。あなたの演説を聞いているとそうだけれども、こういうようなデータをここに書くのはいかがなものかと私は思うわけですよ。それによって減ったから健康のためにいいとか、そういう問題じゃないでしょう。失礼ですが、英文で端から全部読みました。だけど、書いてあるのは、要するに、小さな町だったり、数箇月間とかという中で、今のことを言われなかったら、こういう文章というのは、全部の問題というのは書いてないんですよ。それは紋切り型で、ここに書かれていて、これだけ正当性がある、正当性があると書かれていると思う。

今の経済では一家が路頭に迷うんですよ。一家が路頭に迷うその人たちというのは、駄目だったらほかに行ける、行かなくていいんだという自由が与えられている中で、それまでの生活権まで奪われるまでの健康というのはあるんですか。それを答えてください。

僕がさっきから言っているように、何もたばこの害を否定しているんでも何でもありません。ところが、今、ここの中で問題にしなきゃならないのは、神奈川県で一生懸命、実は私が通っている中華のお店だって夫婦でやっていらっしゃる。そんなことは、うちは何もできない、禁煙にしなきゃならない。だって、そうしたらきっとその人たちみんな行っちゃうって言うんです。こんな不安を与えてまで、このようなことを、健康だから、健康だからと、あなた方が言って、だから健康と経済というものを、どういうふうにとらえるのか。

すごく私は今回の県の条例はずるいなと思うのは、たばこもどうぞ、経済の競争も自由です。しかし規制しますと、こんなむちゃくちゃなことはないと思うんですよ。何らかの例えば、ここの神奈川県においては、たばこを売りませんか、そんなことをすることが、あなた方、行政の本来の姿なんじゃないんですか。

これをいきなり何度も申し訳ないですけども、要するに、一生懸命生きている方たちに対して、県民の健康、それはそのとおりですよ。ですけど、そのお店に行かれる方、また100平米、多分あなた方言っているのはスペインの条例というか法律を、このまま適用したんじゃないかと思えますけれども、スペインなんかは100平米以上のところというのは全部禁煙にする。100平米以下というのは、喫煙にしてもいいけれども、必ずステッカーをはりなさいと書いてあるんですよ。私の英文の理解がおかしくなければ。そうであるならば、何でそんなことを世界に先駆けて、それも国まで飛ばしてやらなければならないんだらうと私は思うわけです。

もう一つは、あなた方が大好きなたばこ枠組条約の中のガイドライン、この中で2010年2月までに満場一致で可決しなければならない中に、100%禁煙以外の措置は不完全である。そうしたら2010年2月まで国は何らかの対策をとらなくちゃいけないんじゃないのか。それは違いますか。

たばこ対策担当課長

今、委員おっしゃったように2010年の件につきましては、確かにガイドラインに記載がされているとおりでございます。ただ、これにつきましては、法的な拘束力がないということで、国の方は法改正等をやらないものだというふうに理解しております。

鈴木（ひ）委員

僕は、この国の行方だって一つあると思うんですよ。神奈川県民に、これだけのものを与えた。だけれども、神奈川県民が経済の、例えば、それだけの苦しきまで負いながら、本当におじいちゃん、おばあちゃんが、一生懸命、中華そば屋をやっているところまで、禁煙なんだってやること自体が、県としてそんなにやることなのか。日常、要するに普通に一生懸命営んでいるんですよ。それが健康のためだからといって、健康増進法で国がやらないからというのであるならば、僕は繰り返しますけれども、そこから人は出ることができるんです。食べ物を食べに東京にも行けるんです。それこそ名古屋にも行けるんです。そういうフリーハンドでいるところに、そういう枠をはめることによって、県民の健康が維持されるなんて、それは私は幻だと、経済というのは、きちっと保証されなければ、すべてそうじゃないですか。生きていく中で、条例だって法律だってあるんじゃないんですか。それが、生活基盤というものを脅かされるその状況下の中において、法律をどんなに叫んでみたって、それは法律や条例はそのためにあるんじゃないんじゃないんですか。担当課長、いかがですか。

たばこ対策担当課長

委員から御指摘があるとおり、経済問題と、私どもが目指そうとしている条例、これが相矛盾するんじゃないかと、こういう御指摘かと理解しております。私どもは、この二つの命題を、是非、両立させる考え方で、今回の条例素案におきましては、先の骨子案の段階につきまして、受動喫煙の防止という目的そのものは堅持しつつ、少しでもその小規模事業者への配慮ということを加えたというふうに理解しています。

鈴木（ひ）委員

私は、そういう3年とかというのが、やっぱりここにも出てきていて、それを届出制にするとか、この方たちがどんな思いで、皆さん、風俗営業法やいろんなものに対して、このお店を開くまでに、どれだけのマンパワーを使って、コストをかけて、ここまできたんだろうと思うんですよ。それをまた新たに、神奈川県の方に届出制にして、それもこれから監視指導を行うなんていうようなことは、私は、ある意味で冗談じゃないなって、みんな多くの方々が、私が言っているのは、そんなところで規制されては困るという思いを皆さん持っていらっしゃいます。少なくとも私の知っている限りでは。

私は、もう一度、担当課長にお聞きしたいのは、世界的には全部、公共なんですよ、ターゲットは。それで禁煙なんですよ。禁煙なら禁煙で、全国が禁煙だったら、全然、問題ない。だけど、ここならここでやれば、本来の禁煙なり分煙というものについても、それを外に逃すことによって本来の目的は達成されないんじゃないですか。常識で考えてみてください。担当課長、違いますか。

今、あなた方が言った健康というものについては、香港のように、島の中にあって、そこから出るためには大変なんだというものだったら別だけれども、この神奈川県なら神奈川県という中において、そこから出て自由にフリーハンドであるというならば、その保証というようなものについては、もっと考えていくべきであると思いますけれども、いかがですか。

たばこ対策担当課長

健康増進法25条には明文の規定はございませんけれども、それに基づく通知の中に、飲食店は、当然、受動喫煙の防止対策をとるべき施設として明示されているということでございます。したがって、それを更に一步進めさせていただきたい。ただ、そのためには、当然、経営者の経済的な不安というのがあることは、私どもも十分理解しているところでございまして、この3年間の中で、私どもも事業者の御理解もいただき、私どもも事業者に対して応援できるところは応援していく、さらに県民全体に普及啓発をしていきまして、県民の理解も高めていく、こんな取組を是非この3年間の中でやらせていただきたいと思いますと考えているところでございます。

鈴木（ひ）委員

課長、こういう問答をここでどれだけ繰り返したって、県民は知らないんです。先ほど副部長がおっしゃった経済より健康なんだとおっしゃったこと、これを私は忘れませんよ。逆に、申し訳ないですけども、それだったらそれで、きちっと条例の頭なり何なりに、皆様方の考え方を書いてください。今ここで何よりも少なくとも委員の何人かの方々の思いというのは、この経済的な部分というのをどうするんだと、それと健康という、ある意味で大変にやっぱりこれから論議しなきゃならないことを提起したつもりでいます。

それと、もう一つは、公共的施設なんて全世界どこにもないんだよと。それを規定しなくちゃならないことが、なぜ必要なんですか。それで、なおかつ屋外も受動喫煙はあるんじゃないですか。それで屋外でも全部やったらいいじゃないですか。先ほどパブリックプレイスとか言っていたけれども、インドアとか言っていたけれども、それはそうじゃない、パブリックスペースという本来の中から言ったならば、それこそ全部公的なものも入るのであるならば、外も入るべきであるということをお伝え申し上げまして質問を終わります。